

令和 5 年 12 月 28 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 企画政策部（企画調整課、企画調整課協働・男女参画室、企画調整課庁舎整備室、企画調整課スマートシティ推進室、地域づくり課、秘書広聴課、情報統計課、北会津支所まちづくり推進課、北会津支所住民福祉課、河東支所まちづくり推進課及び河東支所住民福祉課）
- (2) 健康福祉部（地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、国保年金課、健康増進課及び健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室）
- (3) 観光商工部（観光課、商工課及び企業立地課）
- (4) 建設部（都市計画課、まちづくり整備課、開発管理課、道路

課及び建築住宅課)

3 監査対象期間

令和4年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和5年8月10日から同年10月25日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所 3階会議室

イ 実施日 令和5年10月26日及び同月27日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり指導事項及び所見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○会津若松市つながりづくりポイント事業業務委託について（高齡福祉課）

ア 変更契約における問題点について

当該業務委託の経費は、ポイントを利用券に交換した市民が当該利用券を協力店で使用した際、協力店から提示された利用券を受託業者が換金する額（以下「換金額」という。）及び事務的経費で構成されている。

市は、令和5年3月30日に、契約金額134,203,821円のうち消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額12,200,347円を7,420,802円とし、4,779,545円減額する変更契約を締結したが、契約金額の総額134,203,821円には変更はなかった。

この変更契約の主な内容は、当初契約では、換金額も

含めた税抜金額に消費税率を乗じ算出される税込総額を委託料とする内容で契約をしたものを、換金額を不課税扱いとして換金額に係る消費税額を減額し、その減じた消費税額相当分を入札時に受託業者が提示した換金額相当分に加えたものである。

この減額分を換金額相当分に加えたことについて、対面監査では、「令和4年3月8日の入札時に受託業者が利用券換金業務に係る費用として入札内訳書に記載した金額は、あらかじめ換金額相当額の消費税額を減じたものであったことが後日分かった。また、市が示した入札内訳書の様式は結果として疑義が生じるあいまいな表現となってしまった。」という説明があった。このことから契約金額の総額の変更は行わなかったというものである。

この変更契約は、入札後に双方が合意し契約を締結した当初契約の約1年後に行われている。当該変更契約の理由が、換金額を消費税不課税とすることであったにもかかわらず、上記のような内容としたことについては、受託業者の入札金額が増額調整されたとも解され、そのような変更契約を締結したことについては、入札の公正性において疑義がある。

変更契約の理由のとおり換金額を消費税不課税とするのであれば、当初契約における換金額 52,575,000 円に係る消費税額 5,257,500 円の減額のみを行うべきであったか

と思料することから、より適正なものとなるよう是正が必要である。

イ 当該事業の経済性について

当該事業の内容は、市民のボランティア活動や介護予防活動等の実績に基づきポイントを付与し、市民は集めたポイント数に応じて交換した利用券を協力店で使用できるというものである。

当該事業に係る委託業務契約は、令和4年度から令和6年度までの複数年契約となっており、受託業者が行う業務内容は、事業の周知、活動者・登録団体の募集・登録、シール・スタンプやポイント手帳の作成・交付、利用券の作成・交付・換金、利用券協力店の公募・登録などである。

3年間の契約総額は134,203,821円であり、うち精算方式である換金額を52,575,000円としている。なお、換金額については、年度ごとに精算をする方式であり、その見込額は、令和4年度が8,925,000円、令和5年度が19,350,000円、令和6年度が24,300,000円となっている。

換金額実績は、成果指標の一つとして見ることができるが、令和4年度の換金額は、845,000円であり、見込額8,925,000円に対する実績は約9.5パーセントと見込みを大きく下回るものであった。

契約総額の134,203,821円から換金額52,575,000円を除いた事務的経費の81,628,821円は固定的経費であること

を考えれば、費用対効果の面からも、例えば委託料全体を精算方式とすることや、成果と連動させる方式とするなど、一考の余地があると思料する。事務執行にあたり、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという原則を踏まえ、経済性、効率性及び有効性等が発揮されるよう留意されたい。

(2) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○都市公園事業特定計画調査業務委託について（まちづくり整備課）

当該業務委託は、当初契約において、国庫補助事業である公園事業特定計画調査事業を活用し、住民の意向や都市公園の整備に伴う官民連携の可能性等の調査関係用務や「会津若松市緑の基本計画」の策定などを業務内容とし、履行期間は令和4年6月20日から令和5年3月27日までであり、契約額は13,750,000円であった。

その後、令和5年3月14日付けで樹木台帳の電子化及び二酸化炭素吸収量の可視化業務を追加し、6,261,200円を増額する変更契約の締結を行ったものである。

当該変更契約後の履行期限は、令和5年3月27日までであり当初契約と変更がなかったことから、令和5年3月14日に追加した業務が短期間で履行できたのかを確認したところ、令和4年11月18日に業者と協議の上、協議書により

変更業務の増工を指示していたとのことであった。

新たな業務を追加し、大幅な増額を伴う仕様書の変更であれば、遅滞なく変更契約を締結し、追加業務に見合う履行期間を設定し着手させるべきであり、一連の契約事務の過程は、適正ではなかったと思料する。

契約事務は、地方自治法その他関係法令等に基づき、競争性、透明性、公平性の確保に留意しつつ、適正かつ遅滞なく執行することを原則としている。今後においてはより適正な事務の執行に努められたい。